

仕 様 書

1 件 名

空気呼吸器保守点検委託及び酸素呼吸器保守点検委託

2 履 行 期 間

契約締結日から令和6年9月30日まで

3 履 行 場 所

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 草加市神明二丁目2番2号 | 草加消防署 |
| (2) 草加市西町108番地2 | 草加消防署西分署 |
| (3) 草加市青柳六丁目23番6号 | 草加消防署青柳分署 |
| (4) 草加市清門二丁目1番地43 | 草加消防署北分署 |
| (5) 草加市谷塚町525番地2 | 草加消防署谷塚ステーション |
| (6) 八潮市大字鶴ヶ曾根1185番地 | 八潮消防署 |

4 数 量

- | | | |
|---------------|------|--|
| (1) 草加消防署分 | | |
| 空気呼吸器 (NM30) | 110基 | |
| 空気呼吸器 (A1-12) | 12基 | |
| 酸素呼吸器 (オキシゼム) | 5基 | |
| (2) 八潮消防署分 | | |
| 空気呼吸器 (NM30) | 20基 | |
| 空気呼吸器 (KD30) | 8基 | |
| 空気呼吸器 (A1-12) | 13基 | |
| 空気呼吸器 (K-30) | 4基 | |

5 支 払 方 法

業務完了払

なお、請求に際しては、次のとおり請求書を分け、担当者に提出すること。

草加消防署分 空気呼吸器1枚、酸素呼吸器1枚

八潮消防署分 空気呼吸器1枚

6 保守点検内容

(1) 空気呼吸器

- ア 調整器部
- イ 面体部
- ウ ハーネス部
- エ その他

(2) 酸素呼吸器

- ア 本体部
- イ 面体部
- ウ その他

7 提出書類

空気呼吸器及び酸素呼吸器点検結果報告書（点検完了後）

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義のある場合は、担当者に質問し指示又は承認を受けること。なお、契約後における本仕様書上の質疑について、当組合の解釈によるものとする。
- (2) 点検中に修繕、部品交換等が発生した場合は、直ちに担当者と協議すること。
- (3) 点検中に修繕、部品交換等が発生し担当者と協議した結果、修繕、部品交換を実施する場合、修繕前・修繕中・修繕後の写真及び交換部品を提出すること。
- (4) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (5) 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

9 問い合わせ先

草加八潮消防組合 草加消防署西分署 救助係 担当 関根

電話 048(925)3251 内線 51331